

令和8年度ほっとひといき宿泊施設活用産後ケア施設確保事業委託業務仕様書

1. 業務名

令和8年度ほっとひといき宿泊施設活用産後ケア施設確保事業

2. 事業の目的

県内宿泊施設を活用した全県的な産後ケア提供体制を構築し、良質な産後ケアを提供することで、産後の母親の心身を癒し、出産・育児に対し幸福を感じるとともに、前向きな考えを持つことができるよう支援する。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

4. 事業概要

(1) 事業概要

宿泊施設に日中滞在し、居室において助産師等により産後4か月から1年以内の母子に対し産後ケアサービスを実施するための個室の確保及び食事の提供。

(2) 事業実施期間(利用期間)

① 利用期間:令和8年7月1日から令和9年2月28日まで

② 利用時間等:平日(火曜日から木曜日)の10時～15時(目安)

※上記のうち、祝日・年末年始・休日の翌日は除く

(3) 事業実施要件

① 実施日1日当たり母子2組の利用とし、1日あたり3部屋を確保すること。

(母親の利用2部屋及び乳児の託児1部屋として合計3部屋)

② 利用する母の昼食を提供すること。(部屋食でなくても可)

③ 産後ケアで出たごみ(おむつ等)は宿泊施設で処理すること。

④ 産後ケアで使用したタオル等のクリーニングは宿泊施設で対応すること。

(4) 宿泊施設の要件

以下の要件を満たす宿泊施設とする。

⑤ 山口県内の宿泊施設(旅館・ホテル)であること。

⑥ 旅館業法第2条2項に規定する「旅館・ホテル営業」を行う施設であること。

⑦ 母子が安全かつ快適に過ごせるよう、適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

⑧ 各個室ベッド又は布団、風呂、トイレが完備していること。(風呂、トイレについては共同でも可)

⑨ 調乳及び離乳食を安全に提供できる(準備は利用者)設備があること。

⑩ 母子の滞在中、非常時の対応ができる職員を配置していること。

なお、事業実施日の14日前において、利用者(申込者)がいない場合は、当該実施日の事業を実施しないことができる。

また、1日当たりの委託料及び日数については、本県と調整を行った上で契約書を締結する。

5. 留意事項

- (1) 4(2)の事業実施期間のうち、提供可能な期間を実施計画書に記入する。なお、実施計画書に記載された期間のうち、一部の期間は選定しない場合がある。
- (2) 予め自然災害の発災時に備えた体制整備を行うとともに、母子が利用するにあたり可能な限り事故予防に努めること。
- (3) 本件の参加に要する一切の費用は参加者負担とする。
- (4) 提出された申請書等は返却しない。
- (5) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。契約締結後に虚偽又は不正が判明した場合は、契約を解除し、契約の相手方は本県に対する損害賠償の責を負う。
- (6) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。
- (7) 事業実施において、個人情報等の保護すべき情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」のとおりとすること。